

議 事

協 議 事 項

協議第 25 号の 1 (再提案)

上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて

上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて提出する。

平成 15 年 9 月 22 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山田五良

上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて

水道会計については、上水道会計、簡易水道会計を一元化し、独立採算で運営していくことを基本とする。

水道使用料については、上水道、簡易水道とも口径別の料金体系を基本に、一本化に向けて調整する。

平成 年 月 日確認

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

環境部会

協議項目	各種事務事業の取扱い				関係項目	上水道・簡易水道関係事業					
調整の方針	<p>(案) 水道会計については、上水道会計、簡易水道会計を一元化し、独立採算で運営していくことを基本とする。 水道使用料については、上水道、簡易水道とも口径別の料金体系を基本に、一本化に向けて調整する。</p>										
		南部町			南部川村			具体的な調整内容			
水道料金の形態	概要	用途別料金制(2ヶ月を1期とする)			口径別料金制(2ヶ月を1期とする)			<p>新料金の設定によって、水道料金の大幅な増減がある区分については、経過措置を設ける方向で調整する。</p>			
	料金形態	用途別 (基本料金)	家庭用	20 m ³	1,370 円	口径別 (基本料金)	φ13			20 m ³	1,300 円
				超過料金	70 円					超過料金	80 円
			営業用	40 m ³	3,500 円		φ20			40 m ³	3,500 円
				超過料金	100 円					超過料金	100 円
			官公庁等	40 m ³	3,500 円		φ40			80 m ³	12,500 円
				超過料金	80 円					超過料金	210 円
			特殊用	40 m ³	5,600 円						
				超過料金							
		2000 m ³ まで		160 円							
2000 m ³ 超		250 円									
メーター料 (口径別)	φ13		120 円	メーター料 (口径別)	φ13		80 円				
	φ20		200 円		φ20		160 円				
	φ25		300 円		φ40		400 円				
	φ40		600 円								
	φ50		1,400 円								
	φ75		2,000 円								
	φ100		6,000 円								
	用途別 (営農用)	基本料金なし	1 m ³ につき 105 円								
			量水器使用料なし								

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

環境部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	上水道・簡易水道関係事業		
調整の方針	(案)				
	南部町	南部川村	具体的な調整内容		
給水装置に係る分担金又は加入金に関する業務	分担金の形態	新設の場合、下記表適用。口径変更の場合、変更後・変更前の差額。	新設は下記表適用。口径変更の場合は変更後との差額。(口径減の還付はなし)		
	給水分担金	口径	分担金	口径	分担金
		13mm	20,000円	13mm	20,000円
		20mm	47,000円	20mm	40,000円
25mm		73,000円	40mm	60,000円	
40mm		190,000円	(税抜き価格)		
50mm		295,000円			
75mm		666,000円			
100mm		1,183,000円			
宅造分担金		宅地3, 300㎡以上の住宅地の造成 3. 3㎡当り 1,000円 地上3階以上の建物 3階以上6階まで床面積3. 3㎡当り 2,000円 7階以上床面積3. 3㎡当り 4,000円	該当なし	メーター使用料、加入分担金、宅造分担金については、合併時に統一する。	
実績	(給水加入分担金) (平成10年度) 36件 1,582,000円 (平成11年度) 74件 5,302,000円 (平成12年度) 26件 3,235,000円	(給水加入分担金) (平成10年度) 64件 1,312,000円 (平成11年度) 39件 820,000円 (平成12年度) 63件 1,284,000円			

協議第 3 2 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成 15 年 9 月 22 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整につとめる。

- (1) 2 町村に共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整につとめる。
- (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整につとめる。
- (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	公共的団体等の取扱い	関係項目		
調整の方針	<p>(案) 公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整につとめる。</p> <p>(1) 2町村に共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整につとめる。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整につとめる。</p> <p>(3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>			
項目	南 部 町	南 部 川 村	備 考	
自治組織(区)及び区長・区長会	自治組織数	15自治会(区)	19自治会(区)	
	区長の位置付け	自主的団体の長 区長会は町への協力団体(区長会規約第1条)	自治嘱託員(村長委嘱) 自治嘱託員設置等に関する規則第3条	新町における行政組織での区長の位置付けは、「自治振興委員」(仮称)とし、規則で定める。
	行政が依頼する主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、その他の文書の配布 ・ 災害箇所の報告等 ・ 交通安全施設、防犯灯設置要望取りまとめ ・ その他区内における役場との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、その他の文書の配布 ・ 災害箇所の報告等 ・ 水田転作に関する調整 ・ 交通安全施設、防犯灯設置要望取りまとめ ・ その他区内における役場との連絡調整 	新町において区長に依頼する業務については、合併までに調整する。
	区長報酬等	区長報酬(支払先 自治会) 40,000円×15自治会 文書配布報償(支払先 自治会) 均等割 20,000円 + 300円×配布戸数 (平成15年度当初予算 1,600千円)	区長報償(支払先 区長個人) 均等割 70,000円×19自治会 戸数割 950円×戸数 (平成15年度当初予算 2,950千円) 文書配布手数料(支払先 自治会) 戸数割 300円×戸数×3回分 (平成15年度当初予算 1,530千円)	新町における区長報償、文書配布手数料、区への助成・補助等は合併までに調整する。
	区への補助	自治会振興助成 1自治会 100千円 (平成15年度当初予算 1,500千円) 防犯灯電気代助成 1基 600円 (平成15年度当初予算 350千円)	自治会への直接補助は該当なし	
区長会への補助等	該当なし	嘱託員連絡協議会(連合区長会)補助金 (平成15年度当初予算 300千円)		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	公共的団体等の取扱い	関係項目	
調整の方針			
項目	南 部 町	南 部 川 村	備 考
<p>公共的団体等の取扱いについて</p> <p>地方自治法 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。 4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。</p> <p>公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の文化事業スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とは問わない。（行実S24.1.13）</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 （国、都道府県等の協力等） 第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。 2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。 3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。 4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。 5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。 6 都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。 8 <u>合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。</u></p>			